

第1期民事信託士の誕生

～ 「民事信託士検定」開催報告 ～

一般社団法人 民事信託推進センター
理事 高橋 宏 治

平成27年9月20日、21日の両日、全国から受検者が参集し、一般社団法人民事信託推進センターが後援し、一般社団法人民事信託士協会が主催する第1期民事信託士検定が東京都内において開催されました。

これまで過去5年、民事信託推進センターでは主に士業を対象とする年8回の民事信託実務入門講座を開催してきました。近年の民事信託に対する一般市民からの需要の高まり、各士業からの民事信託へのツールとしての期待の高さを受け、単なる研修だけではなく、民事信託を担う者について、ある一定の能力を担保する制度の必要性を感じ、当資格制度を創設したものであります。

民事信託士については、検定テキスト最初のページに以下のとおり説明されています。

「当協会では、「民事信託士」とは、“信託業法の適用を受けない民事信託に関して、当事者の依頼により、民事信託に関する相談業務やスキーム構築のほか、受益者保護や信託事務遂行の監督等の業務を行う者としての受益者代理人・信託監督人、信託事務受託者（信託法第28条）を担える者”と定義しており、平成26年8月には名称の登録(商標登録番号第5695875号)をしました。」

民事信託士を名乗る理由は、「民事信託」を社会に広く知らしめるためですが、それが利用されるためには、専門的担い手が存在することを同時に伝える必要があります。「民事信託」を知っても専門的担い手が存在しなければ、適正に利用することができず空疎であるからです。そして、民事信託士は、財産管理業務等が法律で認められている司法書士と弁護士の中で、一定の基準に達した者を認定することにしました。2職種に限定することにより、依頼者との間で問題が起こった場合に、司法書士会や弁護士会が紛議・苦情窓口となることができ、不正な目的による活動を抑制することが可能になるという効果も期待できます。

民事信託への関心の高さから、今後民事信託士に対する期待も相応に高まることが予想されます。第1期の民事信託士検定としては、その期待に恥じないよう、また、それに見合うだけの能力を身に付けてもらうため、それぞれの分野における最高のエキスパートである先生方に講師をお願いしました。

検定の方法としては、2日間の研修を受講した後、研修内容の理解の程度、受講後に提出される課題解答の内容により受検者の民事信託に対する能力を測るという方式で行われました。研修は、講師よりの授業形式であるが、実際は受検者からの発言も多く求める受検者全体でのセッションといった内容の研修と、受検者に対して事前課題を送付し、それに対す

る各人の回答に対して、受検者にファシリテーター(司法書士・税理士)並びに講師の諸先生方を交えた小グループで討議をするというグループディスカッション形式の2部構成の研修で行いました。



9月20日初日の第1講義はリーガルサポート前理事長の司法書士松井秀樹講師による「成年後見から学ぶ財産管理の基本」でありました。我々司法書士が民事信託その他財産管理業務を行う場合、まず拠り所とするのは成年後見業務で培われた財産管理の経験であります。松井講師の講座の中では、成年後見業務における財産管理を基点に据え、信託制度との相違点、信託制度との連携について講義が行われました。

司法書士として民事信託の必要性を感じる場面は、後見業務を行っているときに多く感じられるのではないのでしょうか。民事信託は後見業務の代替えとなる制度ではなく、成年後見制度と補完し合う、両輪ともいえる制度であります。司法書士の得意とする成年後見業務を通じ民事信託を理解する本講義は、民事信託の導入として理解しやすく、第1講目の講義として最適な講義でありました。

続く第2講は、民事信託契約書作成において多数の実績のある蒲田公証人役場の前公証人である弁護士の遠藤英嗣講師による「民事信託の3代表事例の紹介と解説」でありました。3代表事例とは、「親なき後支援信託」と「死後事務委任型信託」及び「事業(家産)承継信託」であり、やはり成年後見業務と密接に関係する論点であります。その具体的な事例について詳細な紹介と解説がなされました。民事信託の中心であり、基本となるテーマであるため、受検者も特に力を入れ受講をしていたようでありました。

第3講は、特に商事信託に対する圧倒的な知識量を誇る星田寛講師からの「商事信託の3代表事例紹介と解説」の講義でありました。信託銀行で長年信託業務に携わっておられた星田講師の講義においては常に膨大な資料が提示されます。今回も200ページを超すボリュームの資料が提示され、続く最終講の金森講師の講義と合わせ、商事信託の細部までの解説が行われました。理路整然とした解説により、信託銀行などの信託商品が良く理解でき、その商品力に圧倒されるということもありましたが、大会社ゆえに柔軟さに欠けるということも理解でき、私たちは、柔軟な発想力によって十分に対抗することができ、活路を見出せるということをおぼることが出来ました。

初日の最終講第4講は、弁護士の金森健一講師より「信託会社の事例紹介」というテーマで講義が行われました。民事信託に取り組む士業は、民事信託については詳しく研究をしますが、商事信託についてはあまり研究をしない場合も多いかもしれません。民事信託と商事信託は対立するものではありません。我々司法書士は信託会社と業務を奪い合うのではなく、信託会社が対応できない事案に対応することによってその存在意義が増します。信託会

社の仕組みを学ぶことによって、民事信託の方向性が明確に意識できた講義でありました。

まとめとして講義のあと50分程度の全体ディスカッションがなされ、朝9時から19時までの初日の検定プログラムを終えました。

この検定は、従来の他の検定とは全く異なる形式のものであり、受検者間の率直なディスカッションが大事な要素となっています。全国から参集した受検者はほとんどの人が初対面であることを考え、初日夜は懇親会を開催しました。美味しい料理と楽しいお酒の中で過ごす時間を持つことで民事信託にかける情熱を持った仲間意識を共有してもらい、翌日のセッションへの潤滑油となることまで図られる主催者側の細かい配慮もありました。

2日目も9時より講義が開始されました。まず、全体でのディスカッションを経て、その後は5時間程度の時間を使い、グループディスカッションを行いました。事前課題に対して予め受検者に事前回答を求め、その回答に対してファシリテーター2名を含む1班6、7名の小グループでの討論でありました。ファシリテーターは司法書士、税理士がペアとなり法律面、税務面の両面から詳細な検討がなされました。(ファシリテーター 司法書士 山崎芳乃、宮本敏行、森登規雄 税理士 成田一正、鈴木淳、中川西隆志 弁護士 山中真人 [敬称略])



最終講義の内容は、実は本検定の中で最も重要である「民事信託士としての使命と倫理」についてで、民事信託士協会理事長の司法書士大貫正男講師から講義が行われました。民事信託はその自由度の高さにより無限の可能性を秘めています。また何十年という非常に長期間にわたりその効力が継続することがあります。しかし、その自由度の高さ故、設計する者に人としての倫理、プロフェッションとしての倫理が欠如している場合、依頼人に対して多大な損害を与えてしまうのみならず、司法書士全体への信頼を棄損してしまう可能性があります。民事信託業務は、依頼者に対してサービスを提供し対価を得る単なるビジネスと捉えるのではなく、社会性の高い業務と認識しなければならないのです。

最後に、各講師の先生方から全体を通しての今回の検定の講評並びに実務上の注意点の指摘を頂き、19時全検定プログラムを終了しました。

以上、2日間にわたる第1期民事信託士検定の報告であります。筆者は、スタッフという立場で参加しましたが、当初想定していたよりもハードな2日間でありました。受検者の方々にとっては、相当厳しい2日間だったのではないのでしょうか。しかしそうであるからこそ、この検定を経て誕生する第1期民事信託士は、これからの民事信託を担う貴重な人材として期待に応えられる能力と倫理を得ることが出来たのではないのでしょうか。